

いわき市告示第27号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第243条の2第1項の規定に基づき、いわき市いわき清苑及びいわき市いわき南清苑使用料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長 内 田 広 之

1 委託先

所在地 福島県いわき市小名浜諏訪町 11 番地の 1

名 称 常光・五輪グループ

代表者 福島県いわき市小名浜諏訪町 11 番地の 1

常光サービス株式会社

代表取締役 野崎 裕康

構成員 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号

株式会社 五輪

代表取締役 宮本 岳司朗

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで